

2022年度（令和4年度）

総会資料

4月10日（日）10：00～

光公民館（2F）会議室

福山市民憲章

1. 心に太陽をもち 胸をはって元気に働きましょう
1. 小さな親切を 勇気をもって行いましょう
1. きまりを守り よい習慣をつくりましょう
1. 子どもたちのために 明るい家庭と美しい町をつくりましょう
1. 文化を育て 健康で平和な社会を築きましょう
1. 人権を尊重し 差別の無い人間関係をつくりましょう

光学区民憲章

1. 笑顔であいさつ 元気で明るいまちをつくりましょう
1. 声をかけあい助け合い 安心なまちをつくりましょう
1. 国宝と遺跡のまちを愛し 誇りをもちましょう
1. 芦田川を大切にし マナーと心がけできれいなまちをつくりましょう
1. 子どもたちのために 未来へ続く光学区をつくりましょう

草戸町淀川町内会・福祉会

資料は大切に保管しておきましょう

※淀川町内会ホームページ URL : <https://yodogawa.sakuraweb.com/>

◎光学区まちづくりラボ URL : <http://www.hikari-machidukuri.com>

— 毎日の暮らしの中に 生きる税 —

総 会 資 料 目 次

(頁)	(項 目)
1	総 会 次 第
2	令和4年度 淀川町内会・福祉会役員名簿(1)
3	// 内部・学区団体役員名簿(2)
4-1	令和3年度 事業報告
4-2	// 施策等の詳細
5-1	令和3年度 町内会決算報告
5-2	// 経費決算内訳
6	令和4年度 事業計画(案)
7	// 予算(案)
8	淀川寿栄会・淀川体育会・壮年会収支決算報告書
9	淀川婦人会・あけぼの子ども会収支決算報告書
10	淀川町内会・福祉会規約
11	//
12	町内会備品等の保管状況
13	ボランティアによる夜警実施要領
14	淀川町内会非常災害時等措置要綱
15	淀川町内会・福祉会消火器配置状況調書
16	淀川町内会組別詳細図

以 上

淀川町内会・福祉会定時総会次第

- 1 開会のことば 光学区民憲章唱和
- 2 会長あいさつ
- 3 相談役あいさつ
- 4 議長選出
- 5 議 事
 - 第1号議案 令和3年度 事業報告承認の件
 - 第2号議案 令和3年度 会計報告承認の件
会 計 監 査 報 告
 - 第3号議案 役 員 改 選
 - 第4号議案 令和4年 年度計画承認の件
 - 第5号議案 令和4年度 予算案審議及び承認の件
- 6 そ の 他
- 7 閉会のことば

令和3年度事業報告

(事業には町内会独自事業のほか学区事業に協働するものを含む)

実施日	事業種別	事業内容
4月15日	定時総会	前年度事業報告・決算報告・本年度事業計画・予算案審議・承認
6月3日	環境衛生	芦田川河川敷・町内一斉清掃
9月12日	氏神例祭	草戸八幡神社⇒中止
9月24日	役員会	中止
10月24日	環境衛生	町内一斉清掃実施
11月3日	親睦行事	いこいの広場⇒中止
11月19日	住民学習	ビデオ研修 テーマ「お互いの人権を尊重し合う」
11月19日	役員会	年末年始の行事等について
11月28日	防災訓練	光学区防災訓練⇒中止・ハザードマップ防災研修会に変更
12月28～29日	年末夜警	防火・防犯 ボランティアで実施
1月23日	親睦行事	新年互礼会⇒中止・10/29 体育参観日に変更
2月22日	役員会(現任役員による)	年度の反省と新年度の計画策定
3月18日	役員会(新年度予定者)	新年度の計画策定についてほか
8月7日	学区盆踊大会	光小学校グラウンド⇒中止 12/25 光学区 mini 分散花火大会 inXmas
9月19日	敬老会	光小学校体育館⇒中止
10月17日	学区民運動会	光小学校グラウンド⇒中止
1月9日	とんど祭り	光小学校グラウンド⇒3月6日に延期するも中止
副会長・部長以上	随時	施策の詳細について協議 5月9月12月
努力目標	町内会への加入勧奨	新規加入 10世帯 現在 166世帯 (別途 レオパレス分 12世帯)
今後の課題等	交通事故の防止 町内環境の整備	交通事故防止のための各施策の実施 消火器の更新
市民運動の推進	一斉清掃の実施 防災避難訓練	芦田川河川敷の清掃・6月/10月 福山市・光学区と連携
ボランティア活動の推進	パトロールの実施 年末夜警 スバル光サロン 光ふれあいカフェ	通学路・町内の巡視(通年)と見回り要員の確保 夜間町内のパトロール 健康相談・講演会等の実施・学区福祉を高める会との共同施策への参加 高齢者の交流の場、毎週水曜午前中。七夕まつり、クリスマス会、など。

施策等の詳細

1.町内会加入 世帯数の推移

年度	組数	加入世帯数	未加入世帯数	加入率%	摘要
R04	15	178	95	65	レオパレス12戸含む
R03	15	169	73	70	同上
R02	15	161	92	64	同上
R01	15	161	92	64	同上
H30	16	172	87	68	同上
H29	16	175	80	68	同上
H28	16	174	80	68	同上
H27	16	180	80	69	同上
H26	16	181	83	69	同上
H25	16	188	83	69	同上
H24	16	190	84	69	同上
H23	16	188	84	69	同上

2.町内会として設置したカーブミラー

置年度	設置箇所	設置数	備考
R01	7組	—	光学区交通安全自治会設置
H16	5組	1	光学区交通安全自治会設置
H15	3組2基・5・6・7・14組各1基	6	町内会設置・備品として記録

3.防犯灯の新設・更新

実施年度	設置場所	更改箇所	備考
R01	LED 15組		
H28	LED 10組		
H25	LED 12基設置	Dブロック周辺・7組補修	
H24	LED 12基設置	BCブロック周辺	
H23	LED 11基設置	Aブロック周辺	

4.消火器の更改・消火剤の補充(消火器配置状況調書による)

設置番号	関係組	実施月日	実施内容
1・2	1・2	H30.11.4	消火訓練で使用後消火剤の補充
4・6	5・10	H29.11.3	同上
11・16	4・12	H28.11.3	同上
9・14	7・13	H27.11.3	同上
7・15	7・6	H26.11.3	同上
13・17	14・15	H25.11.3	同上
10・12	8・10	R03.11.3	同上
5・8	9・14	R02.11.3	同上
3	3	R01.11.3	同上

※街灯の福山市設置対象外⇒13組(私設道路)・子ども広場前。(11組はR03に撤去)

格納箱の更改 H21年11月(No.1・5・11・15・17)

// H22年11月(No.10・14)

R04年度は13.17を更新予定

2022年度(令和4年度)事業計画

(事業には町内会独自事業のほか学区事業に協働するものを含む)

実施日	事業種別	事業内容
4月10日(日)	定時総会	令和3年度事業報告・決算報告・令和4年度事業計画・予算案審議・議決。
6月5日(日)	環境衛生	芦田川河川敷・町内一斉清掃(全市一斉清掃)
6月10日(金)	役員会	事業計画の推進について
8月6日(土)	学区盆踊大会	光小学校グラウンド
9月9日(金)	役員会	上期報告と下期活動計画
9月11日(日)	氏神例祭	草戸八幡神社秋祭り・神輿の渡御(子ども広場)
9月18日(日)	敬老会	光小学校体育館
10月16日(日)	学区民運動会	光小学校グラウンドで開催
10月23日(日)	環境衛生	芦田川河川敷・町内一斉清掃(全市一斉清掃)
11月3日(祝)	親睦行事	いこいの広場・消火訓練・ゲーム・餅つき大会。
11月5,6日	文化祭	光学区文化祭
11月18日(金)	住民学習	講師による講演会またはビデオ研修
11月18日(金)	役員会	年末年始の行事等について
11月27日(日)	光学区防災訓練	福山市総合防災訓練
12月28,29日	年末夜警	ボランティアによる夜回り
1月8日(日)	光学区とんど祭り	光小学校グラウンド
1月中旬	親睦行事	令和5年新春互礼会
2月17日(金)	役員会(現任役員による)	年度の反省と新年度の計画策定
3月24日(金)	役員会(新年度予定者)	新年度の計画策定についてほか
副会長・部長以上	随時	施策の詳細について協議
努力目標	町内会への加入勧奨	入会希望者があつたら町内会長まで
今後の課題	交通事故の防止 町内環境の整備	交通事故防止のための各施策の実施 ごみステーションの管理・清掃
市民運動の推進	一斉清掃の実施	芦田川河川敷の清掃・6月・10月実施。
	防災避難訓練	11月27日(日)福山市総合防災訓練、学区防災訓練
ボランティア活動の推進	パトロールの実施 年末夜警 スバル光サロンなど	通学路・町内の巡視(通年) 夜間町内のパトロール 健康相談・講演会等の実施・学区福祉を高める会との共同施策「毎月」。 学区福祉を高める会との合同施策

※実施日は今後変更される可能性があります。最終決定され次第、案内します。

淀川町内会・福祉会規約

第 1 章 総 則

- 第 1 条(名称) 本会の名称は淀川町内会・福祉会といい、略して淀川町内会という。
- 第 2 条(目的)本会は町内会員の相互の親睦と町の発展福祉を増進し共存共栄を図るを以って目的とする。
- 第 3 条(地区・組織) 本会の会員は草戸町淀川地区内に居住する人又は工場、事業所、店舗等を有する人の代表者を以って組織する。
- 第 4 条(事務所所在地) 本会の事務局は会長宅に置く。
- 第 5 条(記録・保管期限) 本会に次の帳簿を常備する。 1.会員名簿 2.会計簿 3.記録簿 4.備品台帳。
会計簿の保管期限は5年とする。但し、領収書控え、旧預金通帳類は3年とする。
- 第 6 条(会員の異動) 本地区内に転入転出するときはその旨を速やかに組長(幹事)を通じて会長に報告するものとする。
- 第 7 条(会費) 会員は入会の際会費を納入する。 その額納入時期は総会で定める。

第 2 章 役 員

- 第 8 条(役員) 本会に次の役員を置く。
会長 1 名 副会長 1 乃至 2 名 ブロック長 4 名 組長(幹事)各組に 1 名
衛生委員(副幹事)各組に 1 名
会計 1 名 会計監査 2 名 部長・副部長 部相当数 顧問・相談役若干名
- 第 9 条(役員の職務) 会長は会務を総括し本会を代表する
副会長は会長を補佐し会長事故あるときは会長の職務を代行する。
ブロック長はブロックを統括する。会計は本会の経理出納を掌る。
部長は担当の業務について会長を補佐し業務を推進する。
組長(幹事)・衛生委員(副幹事)は会長・副会長・ブロック長と緊密な連携を計り会の円満なる発展のため努力しその職務を行う。 会計監査は本会の会計を監査し結果を総会に報告する。
- 第 10 条(役員の選挙) 役員は総会において会員中より選出する。
但し、町内会長の選任については別途選出の選考委員会(仮称)の推薦による。
- 第 11 条(役員の任期) 役員の任期は2か年とし重任を妨げない。
但し、組長(幹事)・衛生委員(副幹事)は1年とする。
補欠のため選出された役員の任期は前任者の残存期間とする。
- 第 12 条(顧問・相談役の就任) 町内会長退任者は原則として顧問・相談役に就任する。
- 第 13 条(会員の報酬) 本会の役員は総て名誉職とし無報酬とする。

第 3 章 総 会 ・ 役 員 会 ・ 部 会

- 第 14 条(総会) 総会は定時総会及び臨時総会とする。
定時総会は毎年1回4月中に開き、臨時総会は役員会が必要と認めるとき及び会員の3分の1
以上が要請した時開かねばならない。
- 第 15 条(役員会・部会) 役員会・部会は必要に応じ随時開き会長が召集し諸般の事項を協議する。
- 第 16 条(議事の採決議決権の委任) 総会・役員会・部会は出席者の過半数の同意を得て決定する。
但し、本規約の改廃については会員の過半数の同意を得て決定し、総会に出席できない会員は
委任するものとする。

第 4 章 会 計

第 17 条(期間) 本会の会計年度は 1 か年とし毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終る。

第 18 条(経費) 本会の経費は会費及び寄付金その他の収入を以ってこれに充てる。

第 19 条(予算・決算) 予算・決算は総会にはかり承認を受けるものとする。

第 5 章 事業その他

第 20 条(内部の団体) 本会に婦人会(女性会)・寿栄(老人会)子ども会・体育会・壮年会を置く。

第 21 条(事業) 本会は別表に定めるところにより事業を行うほか学区の施策と協働する。

第 22 条(弔意) 会員又はその家族が死亡した場合は町内会として弔意を表しまた不慮の災害がありたる

時は応分の見舞をするものとする。

第 23 条(軒先の清掃) 毎月第 1 日曜日の朝を町内軒先清掃日とする。

附 則 (1)

1. 第 7 条の会費は次の通りとする。 会費 (月額) 400 円
会費は年額を二期に分けて 5 月・10 月の月初めに納入する。ただし中途に入会する場合はこの限りでない。
2. 第 22 条の弔意を表すための香料は次のとおりとする。
大人 5,000 円 小人(18 未満) 3,000 円
3. 第 5 条の 4 による備品台帳は総会資料に記載する。
- 4 別表(第 21 条関連)

淀川町内会・福祉会実施事業

部 別	構 成	業 務 内 容
総 務 部	部 長 副部長	組織の強化・親睦・広報・事業計画・予算・決算 各部の連絡調整・その他これに付随する事業
社 会 部	部 長 副部長・委員	交通・防火防犯対策・公害対策・日赤・共同募金への 協力・学区との連携・その他これに付随する事業
環境衛生部	同上	環境・公衆衛生の推進改善・明るい町づくり・献血運 動の推進
福 祉 部	同上	身体障害者・老人・児童の福祉増進対策・その他
婦 人 部	同上	食生活の改善・各種研修会・講演会の開催・母子世帯 の福祉敬老会行事への協力・その他

附 則 (2)

1. 平成 21 年 4 月 25 日 淀川町内会規約(昭和 28 年 6 月 1 日)の一部を以上のとおり改正実施する。
2. 平成 21 年 4 月 25 日この規約の発効にともない、草戸町淀川福祉会規約(昭和 46 年 4 月 1 日)は
廃止する。
3. 本規約は平成 23 年 4 月 17 日一部改正し実施する。
4. 本規約は平成 25 年 4 月 21 日一部改正し実施する。
5. 本規約は平成 29 年 4 月 16 日一部改正し実施する。

町内会備品台帳

(保管状況含む・町内会規約5条の4関連)

(令和4年 4月 1日現在)

区 別	品 目	個 数	保 管 場 所	摘 要
備品	座布団	25	8組子ども会倉庫	H30.3 新設倉庫
	テント	4	子ども広場倉庫	
	一輪車	6	子ども広場倉庫	
	ハンドマイク	1	// (22年11月更改)	旧品処分
	バーベキューセット	2	8組子ども会倉庫	
	会議用テーブル	2	子ども広場倉庫	(中古品は除く)
	遊具	3	子ども広場	ブランコ・滑り台・鉄棒各1
	藤棚	1	//	
	プレハブ倉庫	2	// 8組子ども会	
	デジタルカメラ	1	町内会長宅	寄贈受け
	やかん	1	子ども広場倉庫	
	カセットコンロ	1	子ども広場倉庫	
	カーブミラー	6	3組2基・5組1基・6組1基 ・7組1基・14組1基	関係組にある電柱に取り付け
	灯油ストーブ	1	子ども広場倉庫	寄贈受け
	年末夜警詰所看板	1	8組子ども会倉庫	
消耗品	スコップ	4	子ども広場倉庫	備品から品目替え
	じょれん	6	//	
	手鎌	1	//	
	農事用フォーク	2	//	
	丸いす	5	//	購入(中古品を除く)

※子ども広場等の鍵の保管者

区 別	入口扉	一輪車前扉	子ども広場 倉庫	水道元栓	子ども会 倉庫
町内会長	○	○	○	○	○
副会長	○	○	○		○
環境衛生部長	○	○	○	○	○
寿栄会長			○	○	
子ども会育成会長			○		○

ボランティアによる夜警実施要領

1 主 旨

年末の夜警については、従来より実施要領をさだめ運用してきたが、近年の会員の高齢化に伴い全世帯参加型の従来施策は実施継続に困難な面があるので、ボランティアによる活動を基本としたものにウエートをおき、町内全域の火災・盗難・犯罪等の未然防止と、併せて会員の防火防犯意識の高揚・徹底と連携の強化をはかることとする。

2 実施時期

年末の12月25日以降31日の間において、効果が認められるときを選んで実施する。実施日はその都度協議して決めることにする。

3 実施要領

- (1) 実施日時・順路・回数・その他詳細については、実施の参加者が協議して決めることとする。
- (2) ボランティアによる実施がきまったときは、これが円滑に運行されるよう、町内会として最善の助成をしていくこととする。

4 参加者の編成

参加者の編成についてはボランティアによることとし、各組から2乃至3名を目標に参加者を募ることとする。

5 夜警詰所

当日は夜警詰所を子ども広場に設け、各種連絡事項等の処理にあたる。夜間の行事につき詰所付近での近隣住民に過度の迷惑がかかることの無いよう配慮する。参加応募者の状況により、会長判断により、詰所設けない場合もある。

6 巡視用具

巡回のための用具として、拍子木・懐中電灯を備える。

以 上

淀川町内会・福祉会非常災害時等措置要綱

この要綱は、非常災害時における町内会員の緊急避難及び救護等についての概要を定める。
(本要綱以外の防災の詳細は2017年度福山市防災ガイドブックをご参照お願いします。)

1 緊急避難などの災害・防災情報の入手

- (1) 福山市関係機関→光公民館→町内会役員→口コミによる周知
- (2) 市民への災害緊急メール等
(福山市メール配信サービス・広島県防災情報メールサービス等)

2 緊急避難先

- ・緊急避難先及び連絡責任者は原則次のとおりとする。

避難先	主とする地域	連絡責任者(◎印はリーダー)
鷹取中学校校舎 (洪水・津波・地震)	A・Bブロック	◎会長、A・Bブロック長 他役員
光小学校校舎 (洪水・津波・地震)	C・Dブロック	◎副会長、C・Dブロック長 他役員

なお、光公民館は土砂災害以外は避難先としては不適合です。

- ・津波等超高潮位洪水災害が予想される緊急事態については以下の表にこだわらず、高台もしくは鉄筋コンクリート等堅牢建築の三階以上の高層階に緊急避難する(垂直避難)。
- ・車にて避難の場合は交通渋滞に巻き込まれることの無いよう注意する。
- ・上記による避難先が困難のときは直近の箇所とする。

3 緊急避難先においては、避難先責任者の指示にしたがう。

町内連絡責任者は会員の把握と確認につとめ異状の有無等についてとりまとめる。

- 4 避難先における救護・救援等については、学区自主防災協議会の各班との連携を密にし、避難者に対する応援食料・飲料水・衣料寝具・介護者に対する支援等について万全を期する。
- 5 救護・救援等について、上記以外に必要なが生じるときは、または上記によりがたい状況のときは、町内会の別途積立金からの支出により、補完等最善の策を講じていくこととする。なお、この支出については、事後の直近の役員会に報告し承認を受けるものとする。
- 6 この要綱にない事項については、光学区自主防災協議会の指示により行動する。
- 7 この要綱は、平成17年作成。平成23年一部改正。
平成30改定(光公民館を避難先としない)

以上

設置 番号	設置 組	取り付け場所	製造年	格納箱の 更改年月	薬剤詰め替え年度					
					～H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R4年
1	1	高橋俊博氏宅前軒下	1995	21.11	21.11		●			
2	2	太田氏宅前電柱ブロック塀	1982	9.11	21.11		●			
3	3	黒澤氏宅前ブロック塀	1981	8.11	22.11			●		
4	5	梅田宅駐車場横	1981	9.11	20.11	●				
5	9	佐山氏宅前ブロック塀	1982	21.11	23.11				●	
6	10	佐藤英二氏宅東側ブロック塀		14.	20.11	●				
7	7	高橋住宅前	1989		26.11					
8	14	胡本氏宅裏電柱そばブロック塀	1982	7.11	23.11				●	
9	7	日野氏宅南ブロック塀	1981	9.11	27.11					
10	8	小川氏宅東ブロック塀	1989	8.11	24.11					●
11	4	松原氏宅前門柱	1992	21.11	28.11					
12	10	小林氏宅ブロック塀	1981	8.11	24.11					●
13	15	撤去(2020)	1981		25.11					
14	13	上平氏宅東ブロック塀	1982	7.11	27.11					
15	6	小林氏宅門前塀	1981	21.11	26.11					
16	11	中川自動車工場そば	1982		28.11					
17	14	佐藤成一氏宅ブロック西側	1987	21.11	25.11					

註 No. 2 器具の取替え(平成 14 年 10 月 17 日)

No. 6 ウィンタック業者により旧品取替え平成 14 年(月日不明)

No. 7 いたすらにより薬剤の詰め替え 17.9.30・いたすらによる器具の

No.17 器具の更改(17 年 11 月 3 日)

盗難により新品配備 17.11.30

No.15 格納箱の修理 21, 6, 20

格納箱の更改 21 年 11 月 (No.1・5・11・15・17) 22 年 11 月 (No.10・14)